

通所リハビリテーション 料金

サービス区分	介護度	基本日額	サービス提供体制強化加算 I	昼食費	日用品費	教養娯楽費	1日あたり
6時間以上 8時間未満	要介護1	677円	12円	500円	200円	50円	1,439円
	要介護2	829円	12円	500円	200円	50円	1,591円
	要介護3	979円	12円	500円	200円	50円	1,741円
	要介護4	1,132円	12円	500円	200円	50円	1,894円
	要介護5	1,283円	12円	500円	200円	50円	2,045円
4時間以上 6時間未満	要介護1	507円	12円	500円	200円	50円	1,269円
	要介護2	616円	12円	500円	200円	50円	1,378円
	要介護3	724円	12円	500円	200円	50円	1,486円
	要介護4	832円	12円	500円	200円	50円	1,594円
	要介護5	940円	12円	500円	200円	50円	1,702円

※基本的にサービス区分は6時間以上8時間未満の提供となります。

※上記金額にはご自宅から施設までの送迎サービスが含まれています。(但し、送迎の有無を問わず同一料金となります。)

加算項目等

介護職員処遇改善加算		((基本日額+加算合計)×日数)×1.7%	月額
入浴介助加算	50円		
訪問指導等加算	550円	療法士が自宅を訪問し指導をした時	
リハビリテーションマネジメント加算	230円	月に4回以上ご利用の場合	
短期集中リハビリテーション加算	120円	退院(所)日又は初回の要介護認定日から起算して1ヶ月以内の期間に行なわれた場合	
	60円	退院(所)日又は初回の要介護認定日から起算して1ヶ月以上3ヶ月以内の期間に行な	
個別リハビリテーション実施加算	80円	退院(所)又は初回の要介護認定日から起算して3ヶ月を超える期間に行なわれた場合。	
認知症短期集中リハビリテーション加算	240円	週に2回まで	
栄養改善加算	150円	月に2回まで	
若年性認知症利用者受入加算	60円		
重度療養管理加算	100円	要介護4、5の方で手厚い医療の必要な方	



例えば、要介護1で入浴・リハビリを希望し週2回通う場合

689円(サービス費) + 500円(昼食費) + 200円(日用品費) + 50円(教養娯楽費) + 50円(入浴介助加算) + 80円(個別リハビリ実施加算) = 1,569/日

1,569円×8回(週2回は月に8回通えるとして) = 12,552円 + 230円(リハビリテーションマネジメント加算) + 115円(介護職員処遇改善加算) = 12,897円/月 となります。



介護予防通所リハビリテーション 料金

介護予防通所リハビリテーション費

サービス区分	介護度	基本日額①	サービス提供体制加算Ⅰ②	小計①+②	昼食費	日用品費	教養娯楽費
介護予防通所リハビリテーション費	要支援1	2,433円	48円	2,481円	500円	200円	50円
	要支援2	4,870円	96円	4,966円	500円	200円	50円

※上記金額にはご自宅から施設までの送迎サービスが含まれています。(但し、送迎の有無を問わず同一料金となります。)

※要支援の場合、基本日額は定額の料金となります。

加算項目等

介護職員処遇改善加算	(基本月額+加算合計)×1.7%	月額
運動器機能向上加算	225円	療法士が共にプログラムを作成して行う運動
栄養改善加算	150円	月に2回まで
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	480円	運動機能向上サービス、栄養改善サービスのサービスを選択し、2種類が同月に実施された
若年性認知症利用者受入加算	240円	月に1回まで
事業所評価加算	120円	一定の介護度が維持、向上した事業所に対する加算



例えば、要支援1でリハビリを希望し週1回通う場合

$500\text{円(昼食費)} + 200\text{円(日用品費)} + 50\text{円(教養娯楽費)} = 750\text{円}$

$750 \times 4\text{回(月に4回通うとして)} = 3,000\text{円}$

$2,481\text{円(基本日額)} + 3,000\text{円} + 225\text{円(運動器機能向上加算)} + 46\text{円(介護職員処遇改善加算)} = 5,752\text{円/月}$ となります。